

石狩市公共交通支援事業補助金

新型コロナウイルス感染拡大防止に努め公共交通の維持を図るため、市内に路線又は営業所を有する交通事業者に感染防止対策に要する経費の一部を補助します。

補助金 事業用自動車 **1台あたり1万円**
一事業者当たりの限度額100万円

対象事業者 石狩市内に路線又は営業所を有する道路運送法第3条及び第5条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者（個人タクシー事業者を除く）

補助金の対象となるもの

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要な経費
（運転席仕切り壁、消毒液など）

受付開始 令和2年6月15日（月）

添付書類等 石狩市公共交通支援事業補助金交付申請書
・裏面の購入計画に必要事項を記載してください
購入した備品等の領収書（写し）
・令和2年4月1日以降に購入した備品が対象です
・補助対象者名宛であること、購入等年月日、購入先店舗等名、備品等名が必要です（レシート不可：レシート等しかない場合は、担当までご連絡ください）
補助金等交付申請額算出調書
申請書等はホームページからダウンロードできます

申請について 事前に下記問合せ先に電話連絡の上、原則郵便で必要書類を提出してください

問合せ先 石狩市企画経済部企画課交通担当 電話 72-3193